

徳島県公安委員会規則第二号

刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年二月二日

徳島県公安委員長 北 島 義 貴

刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和二十九年徳島県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「刑事訴訟法第九十九条第二項」を「刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第九十九条第一項」に改め、「司法警察員」の下に「及び同法第二百一条の第二項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員」を加える。

附 則

この規則は、令和六年二月十五日から施行する。